

建設業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案参照条文

○建設業法（昭和二十四年法律第百号）（抄）	1
○建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）（抄）	1
○国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）（抄）	2
○国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）（抄）	2
○公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第百二十七号）（抄）	3
○地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（抄）	6

○建設業法（昭和二十四年法律第百号）（抄）

（提出書類の閲覧）

第十三条 国土交通大臣又は都道府県知事は、政令の定めるところにより、第五条、第六条第一項及び第十一条第一項から第四項までに規定する書類又はこれらの写しを公衆の閲覧に供する閲覧所を設けなければならない。

（技術検定）

第二十七条 国土交通大臣は、施工技術の向上を図るため、建設業者の施工する建設工事に従事し又はしようとする者について、政令の定めるところにより、技術検定を行うことができる。

2 前項の検定は、学科試験及び実地試験によつて行う。

3 国土交通大臣は、第一項の検定に合格した者に、合格証明書を交付する。

4 合格証明書の交付を受けた者は、合格証明書を滅失し、又は損傷したときは、合格証明書の再交付を申請することができる。

5 第一項の検定に合格した者は、政令で定める称号を称することができる。

（報告及び検査）

第三十一条 国土交通大臣は、建設業を営むすべての者に対して、都道府県知事は、当該都道府県の区域内で建設業を営む者に対して、特に必要があるときは、その業務、財産若しくは工事施工の状況につき、必要な報告を徴し、又は当該職員をして営業所その他営業に係る場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 当該職員は、前項の規定により立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

3 当該職員の資格に関し必要な事項は、政令で定める。

○建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）（抄）

（使用人）

第三条 法第六条第一項第四号（法第十七条において準用する場合を含む。）、法第七条第三号、法第八条第四号、第十号及び第十一号（これらの規定を法第十七条において準用する場合を含む。）、法第二十八条第一項第三号並びに法第二十九条の四の政令で定める使用人は、支配人及び支店又は第一条に規定する営業所の代表者（支配人である者を除く。）であるものとする。

（閲覧所）

第五条 国土交通大臣又は都道府県知事は、閲覧所を設けた場合においては、当該閲覧所の閲覧規則を定めるとともに、当該閲覧所の場所及び閲覧規則を告示しなければならない。

2 国土交通大臣の設ける閲覧所においては、許可申請書等（法第十三条（法第十七条において準用する場合を含む。次項において同じ含む。）に規定する書類及び法第二十九条の五第二項に規定する建設業者監督処分簿をいう。次項において同じ。）で国土交通大臣の許可を受けた建設

業者に係るものを公衆の閲覧に供しなければならない。

3 都道府県知事の設ける閲覧所においては、次の書類等を公衆の閲覧に供しなければならない。

一 当該都道府県知事の許可を受けた建設業者に係る許可申請書等

二 国土交通大臣の許可を受けた建設業者で当該都道府県の区域内に営業所を有するものに係る法第十三条に規定する書類許可申請書等の写し  
で国土交通大臣から送付を受けたもの

4 前項の規定により都道府県が処理することとされている事務（同項第二号に掲げる書類等の閲覧に関するものに限る。）は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（合格の取消し）

第二十七条の九 国土交通大臣は、技術検定に合格した者が不正の方法によつて技術検定を受けたことが明らかになったときは、その合格を取り消さなければならない。

2 合格を取り消された者は、合格証明書を国土交通大臣に返付しなければならない。

（立入検査をする職員の資格）

第二十八条 法第三十一条第一項の規定により立入検査をすることができる職員は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表（一）の適用を受ける国家公務員又はこれに準ずる都道府県の公務員で、一年以上建設に関する行政の経験を有する者でなければならない。

○国立大学法人法（平成十五年法律第一百二十二号）（抄）

（他の法令の準用）

第三十七条 教育基本法（平成十八年法律第二十号）その他政令で定める法令については、政令で定めるところにより、国立大学法人等を国とみなして、これらの法令を準用する。

2 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）その他政令で定める法令については、政令で定めるところにより、国立大学法人等を独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人とみなして、これらの法令を準用する。

○国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）（抄）

第二十三条（略）

2 次の表の上欄に掲げる法令の規定については、国立大学法人等を同表の下欄に掲げる独立行政法人とみなして、これらの規定を準用する。

医療法第七条の二第七項	同項の政令で定める独立行政法人
国家公務員倫理法（平成十一年法律第二百二十九号）第四十二条	独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人で

<p>国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律（平成十二年法律第百号）      第一条、第二条第二項、第三条第一項、第六条第一項及び第二項、同条第三項及び第四項（これらの規定を同条第六項において準用する場合を含む。）、第七條第一項、第三項及び第四項、第八條、第九條並びに第十一條</p>	<p>あつて同条第二項に規定する特定独立行政法人以外のもの      同法第二条第二項の政令で定める独立行政法人</p>
<p>公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第百二十七号）      第一条、第二条第一項及び第二項、第六條、第十條、第十一條、第十四條、第十五條第一項及び第二項、同条第三項及び第四項（これらの規定を同条第七項において準用する場合を含む。）、第十六條、第十七條第一項、第十八條第一項並びに第二十條第一項</p>	<p>同法第二条第一項の政令で定める独立行政法人</p>
<p>国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成十九年法律第五十六号）      第一条、第二条第二項及び第三項、第三條、第五條第一項及び第二項、同条第四項及び第五項（これらの規定を同条第七項において準用する場合を含む。）、第六條、第八條から第十條まで、第十二條並びに第十三條並びに附則第三項及び第四項</p>	<p>同法第二条第三項の政令で定める独立行政法人</p>
<p>国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成二十四年法律第五十号）      第一条、第二条第五項、第三條、第五條第一項及び第二項、同条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）、第六條第一項、第三項及び第四項、第七條、第八條並びに第十條</p>	<p>同法第二条第五項の政令で定める独立行政法人</p>
<p>母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法（平成二十四年法律第九十二号）      第六條      雨水の利用の推進に関する法律（平成二十六年法律第十七号）      第二条第二項、第三条第二項、第十条第一項及び同条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）</p>	<p>同法の政令で定める独立行政法人      同法第二条第二項の政令で定める独立行政法人</p>

○公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第百二十七号）（抄）  
 （目的）

第一条 この法律は、国、特殊法人等及び地方公共団体が行う公共工事の入札及び契約について、その適正化の基本となるべき事項を定めるとともに、情報の公表、不正行為等に対する措置及び施工体制の適正化の措置を講じ、併せて適正化指針の策定等の制度を整備すること等により、

公共工事に対する国民の信頼の確保とこれを請け負う建設業の健全な発達を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「特殊法人等」とは、法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号の規定の適用を受けない法人を除く。）、「特別の法律により設立され、かつ、その設立に關し行政官庁の認可を要する法人又は独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第六条において同じ。）のうち、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する法人であつて政令で定めるものをいう。

一 資本金の二分の一以上が国からの出資による法人又はその事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国からの交付金若しくは補助金によつて得ている法人であること。

二 その設立の目的を實現し、又はその主たる業務を遂行するため、計画的かつ継続的に建設工事（建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二条第一項に規定する建設工事をいう。次項において同じ。）の発注を行う法人であること。

2 この法律において「公共工事」とは、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注する建設工事をいう。

3 この法律において「建設業」とは、建設業法第二条第二項に規定する建設業をいう。

4 この法律において「各省各庁の長」とは、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。

（特殊法人等による情報の公表）

第六条 特殊法人等の代表者（当該特殊法人等が独立行政法人である場合にあっては、その長。以下同じ。）は、前二条の規定に準じて、公共工事の入札及び契約に關する情報を公表するため必要な措置を講じなければならない。

（公正取引委員会への通知）

第十条 各省各庁の長、特殊法人等の代表者又は地方公共団体の長（以下「各省各庁の長等」という。）は、それぞれ国、特殊法人等又は地方公共団体（以下「国等」という。）が発注する公共工事の入札及び契約に關し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第三条又は第八条第一号の規定に違反する行為があると疑うに足りる事実があるときは、公正取引委員会に対し、その事実を通知しなければならない。

（国土交通大臣又は都道府県知事への通知）

第十一条 各省各庁の長等は、それぞれ国等が発注する公共工事の入札及び契約に關し、当該公共工事の受注者である建設業者（建設業法第二条第三項に規定する建設業者をいう。）に次の各号のいずれかに該当すると疑うに足りる事実があるときは、当該建設業者が建設業の許可を受けたる国土交通大臣又は都道府県知事及び当該事実に係る営業が行われる区域を管轄する都道府県知事に対し、その事実を通知しなければならない。

一 建設業法第二十八条第一項第三号、第四号又は第六号から第八号までのいずれかに該当すること。

二 第十三条第一項若しくは第二項、同条第三項の規定により読み替えて適用される建設業法第二十四条の七第四項、同条第一項若しくは第二項又は同法第二十六条若しくは第二十六条の二の規定に違反したこと。

（各省各庁の長等の責務）

第十四条 公共工事を発注した国等に係る各省各庁の長等は、施工技術者の設置の状況その他の工事現場の施工体制を適正なものとするため、当

該工事現場の施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているかどうかの点検その他の必要な措置を講じなければならない。

(適正化指針の策定等)

第十五条 国は、各省各庁の長等による公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置(第二章及び第三章並びに前条に規定するものを除く。以下「適正化指針」という。)を定めなければならない。

2 適正化指針には、第三条各号に掲げるところに従って、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する情報(各省各庁の長又は特殊法人等の代表者による措置にあつては第四条及び第五条、地方公共団体の長による措置にあつては第七条及び第八条に規定するものを除く。)の公表に関すること。

二 入札及び契約の過程並びに契約の内容について学識経験を有する者等の第三者の意見を適切に反映する方策に関すること。

三 入札及び契約の過程に関する苦情を適切に処理する方策に関すること。

四 公正な競争を促進するための入札及び契約の方法の改善に関すること。

五 将来におけるより適切な入札及び契約のための公共工事の施工状況の評価の方策に関すること。

六 前各号に掲げるもののほか、入札及び契約の適正化を図るため必要な措置に関すること。

3 適正化指針の策定に当たっては、特殊法人等及び地方公共団体の自主性に配慮しなければならない。

4 国土交通大臣、総務大臣及び財務大臣は、あらかじめ各省各庁の長及び特殊法人等を所管する大臣に協議した上、適正化指針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

5 国土交通大臣は、適正化指針の案の作成に先立って、中央建設業審議会の意見を聴かなければならない。

6 国土交通大臣、総務大臣及び財務大臣は、第四項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、適正化指針を公表しなければならない。

7 第三項から前項までの規定は、適正化指針の変更について準用する。

(適正化指針に基づく責務)

第十六条 各省各庁の長等は、適正化指針に定めるところに従い、公共工事の入札及び契約の適正化を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(措置の状況の公表)

第十七条 国土交通大臣及び財務大臣は、各省各庁の長又は特殊法人等を所管する大臣に対し、当該各省各庁の長又は当該大臣が所管する特殊法人等が適正化指針に従って講じた措置の状況について報告を求めることができる。

2 国土交通大臣及び総務大臣は、地方公共団体に対し、適正化指針に従って講じた措置の状況について報告を求めることができる。

3 国土交通大臣、総務大臣及び財務大臣は、毎年度、前二項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(要請)

第十八条 国土交通大臣及び財務大臣は、各省各庁の長又は特殊法人等を所管する大臣に対し、公共工事の入札及び契約の適正化を促進するため適正化指針に照らして特に必要があると認められる措置を講ずべきことを要請することができる。

2 国土交通大臣及び総務大臣は、地方公共団体に対し、公共工事の入札及び契約の適正化を促進するため適正化指針に照らして特に必要がある

と認められる措置を講ずべきことを要請することができる。

(関係法令等に関する知識の習得等)

第二十条 国、特殊法人等及び地方公共団体は、それぞれその職員に対し、公共工事の入札及び契約が適正に行われるよう、関係法令及び所管分野における公共工事の施工技術に関する知識を習得させるための教育及び研修その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 国土交通大臣及び都道府県知事は、建設業を営む者に対し、公共工事の入札及び契約が適正に行われるよう、関係法令に関する知識の普及その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

○地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号) (抄)

別表第一 第一号法定受託事務(第一条関係)

備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

政令	事務
(略)	(略)
建設業法施行令(昭和三十一年政令第二百七十三号)	第五条第三項の規定により都道府県が処理することとされる事務(同項第二号に掲げる書類等の閲覧に関するものに限る。)
(略)	(略)